

## 病院の控訴を棄却！福岡高裁 判決文のホームページ掲載に公益性あり／長崎合同支部光仁会病院分会

6月11日、福岡高裁において、光仁会病院分会のホームページ訴訟について、判決が言い渡された。その内容は、病院の控訴を棄却するというものであった。本件は、組合旗掲揚事件の福岡高裁判決文を組合のホームページへ掲載したことが、病院の「名誉を毀損した」として、組合に550万円の損害賠償を請求した裁判である。先に出された長崎地裁判決は、ホームページに判決文を掲載した点について、組合活動や懲戒処分等の適法性に関する裁判例として広く参考とされることに公益性があり、地裁と高裁の判断が異なった裁判例として労使双方において今後の参考になりうるものであり、組合には公益性を図る目的があったと認められる。また、病院が名誉毀損と主張する「組合旗を掲げるような病院環境であったこと」「中労委から一部不当労働行為にわたるとの認定を受けたこと」については、その事実そのものが公共の利益に係る事実であり、「前理事長の負債や病院の経営状況」についても、一般公衆において重要な役割を担う病院施設に対する評価の一つ

の事情となりうる事実として、これも公共の利益に係る事実と認定するなど、病院の主張は粉砕された。要するに組合がホームページに掲載した行為は違法性がなないと判断し、組合の主張が全て認められた内容であった。今回の福岡高裁判決も地裁判決同様の判断であった。これまで同様、病院は最高裁へ上告するであろう。これも権利であろうが、いい加減にしてもらいたいものである。

### 労働委員会へ二件の申立

現在、長崎地方労組では労働委員会へ二件の申し立てを行っている。大村子供の家と丸菱運輸分会であるが、いずれも団交拒否の不当労働行為である。交渉決裂ならいざ知らず、十分な交渉を行わないまま一方的に労働条件の変更を行うという不誠実極まりない経営者の行為に対して申し立てを行っている。大村子供の家は、第1回委員調査を行い自主交渉を再開することとした。丸菱運輸分会は、あつせん申請を行い6月21日にあつせんが行われる。余談ではあるが、労働委員会も最近では申し立てが無い様子である。今、流行の「仕分け」の対象にならないように積極的に活用しなければならない。

## 第10回自治労全国一般評議会オルグ養成研修会へ参加

5月29～31日の2泊3日の日程で、第10回自治労全国一般評議会オルグ養成研修会が大阪府箕面市で開催された。この研修会は全国の全国一般の仲間が集い学習する場として、毎年開催されており、長崎からも毎回参加している。今回は、長崎合同支部より坂中明美さん（水道受託分会）と北野ゆかりさん（光仁会病院分会）の女性2名での参加であった。以下、両名の参加した感想を紹介する。

初日からハードで、私自身がいかに勉強不足であったがよくわかりました。講座の中で労働法についての話があり、職場に生かしていくには、内容をもっとチェックする必要があると痛感しました。また、全国一般の歴史を学ぶ中で、あきらめない運動が道を開く事に気付かされ、今回の貴重な経験を職場に帰って皆に話したいと思えます。（坂中）

労働法を職場で生かしていく努力、組合の権利を確保するための努力の必要性を認識させられました。また、仲間が守ってくれる安心感、心強さ、大切さを再確認できた研修会でした。くじけそうな時、このことを思い出して心新たに頑張ろうと勇気をもったような気がします。（北野）

参加いただいた両名には、今回学んだ全国一般運動を職場や地域で広めていていただきたいと思えます。お疲れ様でした。

発行・全国一般長崎地方労働組合

連絡先・諫早市宇都町30-30

TEL 0957 23 5212 FAX 0957 23 4558

長崎連絡先・095 828 1550(ファックス兼用)

Eメール [n-tihon@dream.ocn.ne.jp](mailto:n-tihon@dream.ocn.ne.jp)

HP <http://www7.ocn.ne.jp/~ntihon/ntihon.htm>

### 【今後の予定】

6月20日 第5回執行委員会

6月21日 被爆65周年長崎県実行委員会・学習会

15:00～ 長崎県勤労福祉会館

6月26日 「吉田ただとも」総決起集会

10:30～ 長崎県勤労福祉会館